

令和3年7月1日

第1回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

午後3時開会

人権・男女共同参画担当課長 皆さん、こんにちは。よろしくお願いいたします。定刻になりましたので、第1回男女共同参画・多文化共生推進審議会を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、生活文化政策部長より御挨拶をさせていただきます。お願いします。

生活文化政策部長 皆様、こんにちは。本日はリモート開催となりますけれども、御多用の中、御参加いただきありがとうございます。また、日頃より世田谷区の男女共同参画・多文化共生施策に御理解、御協力をいただき、重ねて御礼申し上げます。多文化共生推進部会の多くの委員の皆様には、本日初めての顔合わせとなります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

コロナの感染症につきましては、日を追うごとに感染者数が増加しておりまして、まだまだ予断を許さない状況が続いております。世田谷区のワクチン接種の状況につきましては、先行して御案内した高齢者の約7割の方が接種もしくは接種の予約を行っており、現在全庁を挙げた職員体制の下で接種の加速化に取り組んでおるところでございます。我々生活文化政策部におきましても、三軒茶屋にある文化生活情報センター内に設置いたしましたワクチン接種会場について、通常業務とやりくりしながら職員が全員体制で現在運営を担っているところでございます。

当審議会につきましては、現在の感染状況が落ち着くまでいましばらくはオンラインの開催を継続させていただきたいと考えておりますので、どうぞ御理解いただければと思います。

本日は、今年度第1回の審議会となりますが、諮問事項1件、報告事項3件を予定しております。諮問事項につきましては、(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画(素案)について説明をさせていただきますので、委員の皆さんより忌憚のない御意見をいただければと思います。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

人権・男女共同参画担当課長 どうもありがとうございました。

次に、本日の審議会について確認及び御案内をいたします。

会議開催に際しまして3点ほどお知らせがございます。1点目、この審議会は、傍聴を認め、公開で行います。2点目、審議会での議事について、議事録や当日の資料等を区のホームページ等で公開させていただきます。3点目、そのため速記事業者が入り、録音も

いたします。以上の3点について御了承くださいますようお願いいたします。

また、御発言する際は、手をカメラから見えるように挙げていただき、指名された後に御発言いただきますようお願いいたします。そのほか、メールでも御案内しておりますが、進行中、トラブル等がございましたら事務局までメールでお尋ねください。

本審議会は過半数の出席で成立いたします。本日、全委員15名中10名の方の御出席ですので、会議は成立しております。また、傍聴として5名の方にオンラインで御参加いただいております。

次に、事前にお送りいたしました資料の確認をさせていただきます。

次第を御覧いただきまして、めくって次にあるのが資料1、(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画(素案)、資料2、令和3年度の審議会、部会の開催と審議等の予定表、資料3、タブレット端末を利用した通訳サービスの導入について、資料4、令和2年度の苦情の申立て等の処理状況について、その他のチラシといたしまして、犯罪被害者等相談窓口のリーフレット、「性の多様性を知ろう」のリーフレット、らぶらすライブラリーニュース、外国人向けやさしい日本語チラシ、以上になります。足りない方はいらっしゃいませんか。

なお、今回の調整計画策定の支援業務を担当する事業者も同席させていただいております。

それでは、次第2、議事に移りたいと思います。

本日は、会長がワクチン接種との兼ね合いで、御参加いただいておりますが、議事の進行については副会長にお願いしたいと思います。副会長、お願いいたします。

副会長 皆さん、こんにちは。本日、会長に代わって進行を務めさせていただきます。よろしくようお願いいたします。

それではまず、次第の2の議事に移りたいと思います。(1)は審議事項になります。(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画(素案)案につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

人権・男女共同参画担当課長 それでは、資料1を御覧ください。詳細につきましては担当の係長より御説明させていただきます。

事務局 調整計画の素案について御報告と御説明をさせていただきます。よろしく御願いたします。

昨年度から検討を進めてまいりました男女プランの調整計画、今回素案の案をお示しさ

せていただいているところでございます。

昨年の審議会は2回、1回目が6月2日に書面開催でした。その時点で既にこうしたスケジュールで調整計画をつくっていくことは予定をしていましたので、それを踏まえて委員の皆様にはその書面の中で計画を策定するに当たって気になっていること、期待することなどを一度郵送でお伺いした経過がございます。

それを踏まえて、昨年度の第2回の審議会、これはオンラインと対面のハイブリッドで行い、世田谷区長から会長に向けて調整計画策定に当たっての考え方をまとめてくださいという諮問をいたしました。諮問文の手交等をさせていただきました。その後、同じ会場にて男女部会の委員の皆様には検討に入っていたいただいた経過があります。多文化の部会の皆様は、それ以来の開催となります。

男女部会員の皆様は、11月16日の議論に引き続き、2月1日に男女部会を開催し、御意見を伺いました。その際には、世田谷区における男女共同参画というものの考え方についてという基本的なところについて、もう一度掘り下げてお尋ねしたところでございました。

並行しまして、庁内では、年明け1月から、関係所管の主に係長級の職員を中心としまして、作業部会を開催しました。作業部会は、基本目標の関連の深い順に5つ編成をし、1月にそれぞれ1回ずつ開催をしています。その内容等も踏まえながら検討を進めていきました。

5月に作業部会を再度開催し、2月にいただいた委員意見やこれまで約4年取り組んできたプランの取組状況などを踏まえながら、このプランの中間のまとめ、評価と調整プランに向けての検討状況を一度書面にまとめました。

それを用いて男女部会を6月2日にオンラインで開いております。男女部会員の皆様は、庁内で進めてきた作業、そして事務局がまとめた資料に基づき内容を確認いただき、意見をいただいたところでした。

その後、事務局では、いただいた意見を基に再度庁内での作業を進めました。6月2日の段階では素案のたたき台として理念や視点、体系図についても男女部会員の皆様にお示しし、意見をいただいたという経過もでございます。

それらを踏まえて、本日今年度第1回の審議会を開催しているところでございます。

資料1-1が概要版です。本編は90ページにわたっておりますので、概要版を作っています。中に何が書いてあるのかお話しするようにしております。区議会や庁内に行う報告

も、このようなスタイルをとってきております。

皆様がよく御覧になるのは、A3横、多くて2枚程度のものが多かったと思うのですが、今回につきましてはオンライン開催であること、それから編集等の作業の兼ね合いで、A4判で作ったものをお示ししています。本質には変わりありません。この後、月末に開催予定の男女部会におきましては、A3にもう一度まとめ直す予定にしております。

資料1-1を御覧ください、概要に基づき素案を説明してまいります。

まず、男女プランにサブタイトルをつけました。これについては6月の男女部会でも何とかこのプランを親しみやすく関心を持っていただくための一つの方策としてつけたいということを相談申し上げ、部会員の皆様からいただいた意見を参考に事務局で設定をしたものです。先日、区長にも報告に参りまして、このサブタイトルの御説明を済ませてございます。ひとまずこの副題で行きたいと思っております。

そして、プランの冒頭では、概要版に書いた項目を3つまずお伝えしております。何のために男女共同参画が必要なのか、それは持続可能な社会をつくるためである。そして、男女共同参画が行われることが豊かな地域社会をつくることにつながる。男女共同参画を我が事として捉え、みんなで進めていくことが必要だというふうに書かせていただきました。可能であれば資料1-2と一緒にめくりいただければと思うのですが、表紙、目次のすぐ後、ここの1ページを使いまして、文章として挟んでおります。

その次、第1章が始まります。章立ては従来の計画とそろえてありますが、その中の文言については部会等でいただいていた意見を参考に、かなり書き込みをしてまいりました。

まず、計画策定の趣旨と目的です。初めて男女共同参画というものに触れてくださる区民の方々にとっても分かるような言葉に何とかできないかというところで、表現はできる限り平易にしたつもりです。また、(2)として計画策定の目的を独立して記載し、その中で区の問題意識も明確にしたところです。というようなことを、概要版でもこのあたりがポイントだというところを、文字を抜き出して示しております。

概要版の1ページ目、2、国際的な動きのところは、本編でいきますと、次にめくっていただいて4ページとなります。そこから、3、国の動き、4、都の動き、5、区の動きというふうにつながっていきます。とりわけこのあたりが大事だと書いて示したものは、概要版ではタイトルだけ御紹介をしております。概要版にあるとおり、国際的な動きではSDGsに触れ、国の動きでは、根拠になる基本法と、昨年12月に閣議決定がされた基本

計画について、比較的詳しく載せています。また、区の動きは、国際的な動きや国の動きと連動させて、時系列で記載をしています。

概要版2枚目、本編9ページになります。新型コロナウイルス感染症が及ぼす男女共同参画への影響については、1ページにまとめて記載しました。昨年6月の書面開催の時点で既にこの影響は必ず出てくるということを皆様からも指摘していただいております、その後、国等の取組なども進んできたところでございます。コロナ感染症の拡大により改めて男女共同参画の重要性を認識させられたということについて記載しています。

前回の部会で委員からは、新型コロナウイルス感染症の影響については、性的マイノリティも受けているところであるという御指摘をいただき、その部分については書き込みをしています。また、別の委員からは、コロナに対する女性の影響、とりわけ雇用、貧困、若年、そういったところが大きいのではないかとお話しいただき、そこも可能な限り反映をしています。

本編10ページから、概要版は2ページの下のところから、プランの中間評価と課題に進んでいきます。6月2日に男女部会の方に見ていただいたプランの中間評価と課題は、このところはかなり詳細に書き込まれていました。また、各部会からいただいた意見や庁内の作業部会員から上がった意見などもできるだけ詳細に記載したものとなっております。今回素案にまとめるに当たり、この中間評価からの成果と課題という切り口についてはできるだけシンプルにまとめ、それぞれの課題の現状と問題点については3章以降の計画の本文のほうに大きく反映させることにより、記述の重複を防ぐようにしています。

概要版でも本編でも、これまでの数値目標の取組状況について一覧で載せています。概要版は3ページ、本編は15ページに計画策定当初の数値目標の進捗状況を載せたところです。この進捗状況は、毎年一度見ていただいていたところでございますが、改めてこのようにして一覧にまとめています。

その後、プラン見直しの視点について記載をしています。このあたりは6月から断続的に、次のプランをつくるならばこういったところを意識していかなければいけないということを落とし込んだ2ページになっています。視点としては全部で6点、(1)実効性の高い計画とする目標設定と手法の見直し、(2)性別役割分担意識の解消と行動変容を促す施策の充実、(3)コロナ禍の影響等でさまざまな困難を抱える女性への支援の拡充、(4)暴力・ハラスメントに対する包括的な支援体制の構築、(5)尊厳と多様性が尊重される施策の充実、(6)世田谷区にふさわしい推進体制の拡充、これらについて記載をしています。

1章がここまでです。

2章に参ります。計画の概要です。概要版におきましては4ページ、本編におきましては21ページからになります。本編21ページについては、事実の説明なので御覧いただければよろしいかと思っています。

本編22ページには体制図、概要版にも載せています。これは若干修正を入れる予定になっています。私たちのプランは、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例の行動計画としての位置づけも持つようになりました。条例にはもう一つ、世田谷区多文化共生プランが同様に行動計画として位置づけられています。この部分の記載が間に合いませんでしたので、後ほど修正をいたします。

本編23ページ、計画の期間等について書いています。計画の基本理念と視点、こちらについては男女部会にもお諮りし、前回策定した第二次男女共同参画プランの基本理念及び視点を継承します。なので、この本編23ページに書かれている部分については、前回の冊子になったものと変更はありません。

本編24ページからが計画の目標となっております。概要版におきましても、6ページ、7ページで一覧で見えるように追加をしてあります。計画の達成状況をより明確にするため、数値目標を追加することを考えております。追加する数値目標の中身につきましては、前回の男女共同参画部会で相談をさせていただきました。基本目標 については1点、 から につきましてもそれぞれ最大で3点加えております。こちらで基本目標 についての調整計画での策定に当たって、こういうふうにするつもりであるというところも、目標の下の部分に書き加えてあります。

「基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進」については文言の変更はありません。副次的な指標の追加については25ページ記載のとおりです。

本編26ページ「基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進」、こちらについても文言の修正はありません。調整計画での視点も追加で記載し、副次的な数値目標は3つ記載しています。

基本目標 、表現を変更しています。「暴力やハラスメントのない社会の構築」としてあります。前回まで、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」と記載していた部分です。数値目標については副次的なものを2点追加しています。調整計画の視点も書き込んでいます。

基本目標 、表現を変更しています。「多様性を認め合い、尊厳をもって生きることが

できる社会の構築」。2月の段階で委員から、6月の段階で別の委員から、それぞれ意見をいただき、それを参考に事務局で検討し、今回基本目標の表現を変更しています。

本編32ページ、33ページを御覧ください。計画の体系図でございます。

基本理念・視点については、先ほど報告のとおり変更がありません。

基本目標については、先ほど報告のとおり、とについて表現を変更しています。課題については全部で12であることは変更がありませんが、文言の変更、設定の変更等がございます。課題7、8、9、基本目標に関連ですが、こちらについて、従来DV関連の課題を2つ設定していたものを、7の1つにまとめた上で、8、性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実を設定しています。項目を設定することについては事務局から構想をお話ししたところでした。文言の整理については、前回の部会で池田委員から御指摘をいただき、事務局で確認をして、用いる言葉の統一を図っているところです。課題については、変更はここのみでございます。

その後、各施策がぶら下がっています。主に、課題、施策については今後庁内でも検討を進めてまいります。現時点ではこのような施策を展開していくという想定で載せています。施策名については、前回のプランから一部変更した部分もございます。6月の男女部会でこのように変更したいと相談させていただいたものを基本的に踏襲しています。

概要版としてまとめたものはここまでになっています。

本編で説明をします。

第3章、計画の内容です。

基本目標から、そして課題が1から12、それぞれ現状と課題、施策の方向性、そして施策名、今回の素案はここまでの記載としています。すなわち、32、33ページで見ていただいた施策の中身までで、その下の事業名については素案の段階ではお示ししないというスタイルをとっています。

課題1におきまして、38ページの各種図表が調整中となっておりますが、これは作業が済み次第反映をさせていただきます。同様に、課題2から課題12まで、同じようなスタイルで素案をまとめました。調整計画は、現プランと同じように第4章で計画の推進体制を掲載しています。

87ページ。方策3つについてタイトルの変更はありません。方策1、男女共同参画センター「らぶらす」の機能の強化、方策2、区職員の男女共同参画推進、方策3、推進体制の整備・強化について引き続き推進体制を記載してまいります。

このうち、男女共同参画センター「らぶらす」の機能の強化につきましては、6月の男女部会において、現在男女共同参画センターとともに進めている、開かれた施設、たくさんの方に利用していただける、そして出向いていく、そういった地域に向けたアプローチの点等について文章化したしまして、こちらに記載しています。施策名については、前回6月の時点でお示したものと変更はありません。

同様に、方策2、方策3についても内容を書き込んでいます。

今回皆様にお示しし、議論をいただきたい調整計画（素案）についての説明は以上でございます。

副会長 御説明ありがとうございました。

今3時28分ぐらいだと思えますけれども、30分ぐらいかけて、こちらの調整計画案についての審議と申しますか、意見交換を進めていきたいと思えます。では、委員の皆様から御意見を伺っていきたくと思えます。いかがでしょうか。今回幾つか修正あるいは変更した箇所があるかと思えますけれども、特にそうしたあたりに御意見いただければと思えます。いかがですか。

委員 資料1-2の最初の目次の次のページがこの計画の趣旨の説明で大事なところだと思えますけれども、この1個目の丸の「持続可能な社会」云々のところの第1段落、「男は仕事、女は家庭」という従来の価値観で社会がつくられていて、「しかし」の後のこの書きぶりがちょっと気になっていて、「しかし、少子高齢化が進み、社会経済情勢が急速に変化」したから男女共同参画が求められているというのは、どうなんですかね。

現実的にはそうなのかもしれないけれども、何か理念的にはそうじゃないんじゃないかなというか。そもそも男女は社会の担い手として対等でなければならなかったところ、これまで男は仕事、女は家庭という価値観を様々な高度経済成長のときの流れで建前として押しつけられてきたというのが、もうそもそも間違いとまで言うのであればいいけれども、女性の個性や能力を押しつけてきたわけですから、間違いということを書く必要はないと思えますけれども。どうしてもこの女性活躍みたいな流れに、少子高齢化が進んで、働き手が少なくなって、社会の担い手が少なくなったから、女性も頑張っただけでねみたいな感じでちょっと読めちゃうので、何かその辺の書きぶりが工夫できないかなというのがちょっと、最初に思いました。

副会長 御意見ありがとうございます。

これはページが振っていないんですけれども、目次の次のページの3つの丸で書かれて

中の最初のグループの第1段落の書きぶりに関して、違和感を感じていらっしゃるということだと思います。この書きぶりだと、人手不足になって男女共同参画が必要になっているんだというロジックにも読めてしまうという御指摘だったかなと思うんですけれども、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

委員 私も、ただ、どう表現したらいいのかなというのは難しくて、この「持続可能な社会」という文言でほかの会議でもいろいろ議論するんですけれども、逆なんですね。結果として、持続可能な社会になるのだと。男女共同参画が、目的と手段が逆転しているのかなという気がしています。それでいくと、その次の表現が、「『男女共同参画』は豊かな地域社会を築いていくことにつながります」と書いてあって、多分書きっぷりとしてはこれによく似た、男女共同参画社会があって、持続可能な社会がもたらされるのだという、その前後ろが逆じゃないかなと思うんです。今までのやり方だと駄目だから男女共同参画にしていくんだけれども、それは持続可能な社会にするためにやるんじゃないで、男女共同参画社会があつてこそ、持続可能な社会につながるんだということだと思うんです。

ただ、そうすると、2つ目の表現と同じような書きっぷりになるので、どうしたらいいのかなというのは。今の委員の御指摘は僕も賛同するので、書きっぷりとして何かこう、順序が逆かな。ただ、どう書けばいいのかなというのは妙案が浮かばないんですけれども、2つ目のような並びのほうがりっくりくるのではないかと。すみません。何か歯切れが悪い意見ですけれども、そのように思います。

副会長 ありがとうございます。2つ目の順番で考えると、男女共同参画は持続可能な社会をつくることにつながりますと、そういうロジックのほうがいいのではないかとということですかね。

ほかの委員の方いかがでしょうか。

委員 今の文章を生かすとすると、「しかし」の前に一文欲しいと思います。例えば、女性差別撤廃条約には性別役割分担が女性差別だと規定されている。だから男女共同参画なんだけれども、さらに、少子高齢化のような社会環境からも、男女共同参画が必要にされているという書き方が望ましい。理念から男女共同参画は当然なんだけれども、理念では関心を持ってない人にとっても、持続可能な社会をつくるために、男女共同参画が必要なんだと書く。そういう文章になるんじゃないかと思いますが、個人の意見です。

副会長 ありがとうございます。「しかし」の前に1つ文章を挟んで、女性差別撤廃あるいは人権尊重といった国際的な潮流にも言及してということですね。

副会長 今、委員からは賛成のサインが送られてきました。ありがとうございます。そうすると、どうしましょう。ここで具体的な文案を作るところまで審議したほうがいいのか、今の委員の方々の御意見を踏まえて、事務局で文案を練っていただくということでもいいのか。今、手が挙がりましたが、いかがですか。

事務局 事務局のほうで、今の御意見を基に文案を作りまして、また調整させていただきます。ありがとうございます。

副会長 では、今の委員の皆さんの御意見の趣旨は御理解いただけただしょうか。

事務局 はい。ありがとうございます。

副会長 では、ここは修正をする方向で、文案は改めて練っていただきたいと思えます。ありがとうございました。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。このページでなくてもいいと思うんですけども、あるいはせっかく今やっていますので、このページに関して何か違和感のあるところがないかどうか、もしあれば御指摘いただきたいと思えます。

委員 よろしいですか。同じところで、とても細かいところなんですけれども、1つ目の丸の最後の文章「『男女共同参画』の実現は避けて通れないものになっています」のところ。避けて通れないというと、何かネガティブなもの、でも、やらなければならないようにみえます。むしろ、必要不可欠なものですとか、何か積極性のあるものに表現を変えられたらいいと思いました。

副会長 御指摘ありがとうございます。今の点に関して、うなずいている方もいらっしゃるんですけども、ここも修正ということでよろしいですか。

申し訳ありません。30秒だけお待ちいただいていいですか。すみません。(いったん離席して席に戻る)

委員 何か今のところは、なくてはならないものとか、そういう表現のほうがいいのかなという気がします。

すみません。ちょっと進行がない中であれですけれども、少子高齢化に関しても、少子高齢化が進んだから男女共同参画をやらなきゃいけないじゃなくて、男女共同参画がなかったから少子高齢化も進んじったというのが本来じゃないかなと思うんです。これは、今回のここの表現に限らずですけれども、先ほど言ったことと重複するんですが、持続可能な社会の在り方でいろいろ言われていることは、何かひっくり返っていることが多いので、ちょっとここの表現も全体的に、ポジティブ、ネガティブも含め、ちょっと裏返

して見ていただくと、すっと読める文章になるんじゃないかなと思います。

副会長 今回の委員の御指摘のところは修正ということで、皆さんよろしいですかね。

あと、委員から、全体的に発想の観点というか、方向性を見直していただきたいという御意見をいただいたかと思います。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。このページは大丈夫そうでしょうか。これは、なるべく市民の皆さんにメッセージが伝わるように、分かりやすく男女共同参画の趣旨を示すものだと思うんですけども、2番目、3番目のところは大丈夫でしょうか。

委員 最初の1つ目の丸のうち、第2パラグラフの一番下で、「ジェンダー平等を実現しよう」という記述がありますね。一方で、3ページ目の計画策定の趣旨と目的の(1)趣旨のところ「男女平等」という言い方をしているんですが、これは基本的には同じことを言っているのだと思うんですけども、この使い分けについて、初めての人が読んだ場合でもぴんと分かるような仕掛けが必要ではないのかなと、ちょっとそんな感じがしました。

副会長 用語の問題ですが、この点、事務局から御説明をお願いします。

事務局 ありがとうございます。委員御指摘の最初のページのジェンダー平等というのは、昨今露出の増えてまいりましたSDGsのゴールの1つの和訳として広く用いられております。一方で、3ページ目のほうは従来からの男女共同参画の文脈の中で用いられているところがございます。全てにおいてジェンダー平等に置き換えるわけにも、男女共同参画を貫くわけにもいかないのが、このあたりは何らか手がないかというのを探しながら、文頭のほうにはどうしてもSDGsを残したいなという気持ちがありますので、調整ができないかという視点で探ってまいります。ありがとうございました。

委員 脚注か何かでお示しいただけるといいのかなという感じがしました。ありがとうございます。

副会長 今回の点に関して、ほかの委員の方から御意見はありますか。特によろしいですか。では、ほかのところでもいかがでしょう。最初のページは大丈夫そうですか。

委員 最初のページはいいですけど、次に行っても大丈夫であれば。

副会長 ええ、どうぞ。

委員 8ページの区の動きのところ、図では多文化共生プランのことが書かれていないので足しますという話でしたけれども、この区の動きのところにも足すのでしたっけ。すみません私は聞き逃していたら申し訳ないんですけども。

事務局 恐れ入ります。今、国際課と相談をいたしました。本編でいくと22ページのところで条例の下に双子のプランでぶら下がるというお話をしました。そこでは多文化共生プランについて触れておきますが、今回、男女プランの沿革の中では条例に基づいた行動計画としてできたということを御説明するにとどめ、この8ページの段階では多文化共生プランの御紹介は控えようということで国際課と調整をしたところです。

副会長 委員、よろしいですか。

委員 書いてもいいんじゃないかなと思ったんですけども。まだこれからだと思うんですけども、せっかく1つの条例の中でやっているの、将来的にもう少しシナジーが出ると思いますか、外国人の方のらぶらすの御利用だったり相談もあると思いますし、逆に国際交流のほうで男女共同参画のテーマということもあると思うんです。ですから、同じ条例の中で多文化共生プランもつくりましたぐらいの、二、三行の表記ぐらいはあってもいいのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょう。

事務局 承知しました。その方向で調整をいたします。ありがとうございました。

副会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

大きなところでいくと、今回基本目標の と が前回から表現が変わっていると思うんですけども、そのあたりは委員の方は特に御意見ございませんか。

委員 意見じゃないんですが、今まだ黒丸になっている目標値、副次的な数値目標なんですけれども。

副会長 何ページを見たらよろしいですか。

委員 基本目標 からずっと、副次的な数値目標というものが定められていて、今、目標値が全部黒丸なんです。25ページとか27ページ、29ページにもありますし、31ページ、またほかのところも出てくると思うんですが、この黒丸部分は一体いつごろどんなふうに入れていくのかがちょっと知りたいんです。つまり、令和8年度目標がいつどういうふうになるのかというのがちょっと分からないので、教えていただければと思います。

事務局 素案の段階では、副次的な数値目標にこれを据えるということまでをお示しいたします。黒丸はちょっと目立っていますけれども、素案の段階ではここに数値は入ってこないという想定で作業を予定しています。パブリックコメント等での意見を経て、計画案となるのがおおむね年末から年明けなのですけれども、その段階で数値を入れて決定に至るという想定をしています。

委員 どうもありがとうございました。1つ確認ですが、その数値を入れるときに私た

ちが何か意見を言うことはできるのでしょうか。ちょっとそこが分からないので。

副会長 そうですね。そのプロセスがどうなるかも気になる場所ですね。いかがですか。

事務局 報告事項で今年度の審議会、部会の予定をお示しいたしますが、そこで間に合うタイミングで数値を御相談したいと思っています。万が一会議で間に合わない場合にも、必ずメール等でお伺いをいたします。いずれにしても、必ず男女部会の皆様にはお諮りする予定です。

委員 どうもありがとうございました。安心しました。

副会長 ありがとうございました。ほかの方、いかがですか。まだ御発言がない委員の方も何人かいらっしゃいますけれども、委員、お願いします。

委員 基本目標、ページで言うと66ページ、課題8の性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実というところです。そこに現状と課題が書いてありまして、めくっていただいて、施策の方向性というところですけども、ここだと中学校、高校向け、あるいは10代の若者や単身の被害者等が相談支援につながれるようにという、若者が対象となったものしか書かれていないんですが、性犯罪・性暴力には全ての年代にわたって被害者がいますし、それから性別にもかかわらず、あるいは恋人や夫婦間でもこの性暴力の問題というのはいり得るとというのが内閣府の調査の結果かなと思うんです。ここの施策の方向性だけを見ると、若者の間だけに起こっている問題のように見えてしまわないかなというのが、ちょっと違和感がありました。

副会長 ありがとうございます。これは事務局としては、若者にフォーカスしようという趣旨があったのでしょうか。お願いします。

事務局 ひとまず若年女性への性暴力が大きく取り上げられているということはありませんが、様々な年代、そしてパートナー間の性別等についても様々なあるというのは御指摘のとおりでございますので、この後表現の追記について対応いたします。ありがとうございました。

副会長 では、ここもまた修正して、修正案をお示しいただくということですね。

ほかにはいかがでしょうか。

委員 基本目標、39ページです。あらゆる分野における女性の活躍推進というところの施策の方向性の文言、下の2行なんですけれども、施策を進めるために、「例えば『男性は仕事を減らす』、『女性は家事そのものを減らす』という選択肢を提示するなど、行動

の変革につながる具体的な取組みの充実を図ります」という例えが書いてあるのですが、ちょっとここの例えについてクエスチョンが浮かんでしまいました。

施策の方向性としてはいろいろあると思われるのですが、この文言だけ見てしまいますと、ちょっと短絡的な感じがします。これは、時間に促われて男性が仕事を減らして女性が家事を減らすとかそういうことでもなく、男性だって仕事をいっぱいやってもいいですし、女性だって家事をたくさんやってもいい。つまり、やりたいことが自由にできるということを目指していますので、例えとしても、こうした表現はちょっと変えるか、ないほうがよいのではないかなと思いました。

事務局 ありがとうございます。この「家事そのものを減らす」という表現については、6月に男女部会で御意見をいただいたときに委員から、そもそも日本の家事のクオリティーが高過ぎるというお話がありまして、その部分を何らかプランでイメージ化しなければいけないというところで、事務局が作業をして文章を引っ張ってきたんですけれども、それが伝わる表現にはできていなかったということがよく分かりました。大変申し訳ございません。もう一回文章を作りまして、皆様に御相談をさせていただきたく存じます。ありがとうございます。

委員 いえ、すみません。何か、ありがとうございます。よろしくお願いします。

副会長 今のところはよろしいですか。大丈夫ですか。

ありがとうございます。では続けて、ほかにいかがでしょうか。

委員 本来なら前回の会議で多分申し上げたほうがよかったことだと思うんですけれども、32ページ、33ページです。基本目標 のところで10、11、12と課題がありまして、それぞれ施策となっています。ここで、先ほどのお話にもありましたけれども、多文化というところは何も入っていないかなと思ひまして。せっかく多文化共生とかというところが出ていますし、多様性というような方向が大分議論されていましてけれども、それはどこに入るのかなとちょっと思ひました。よろしくお願いします。

副会長 今の御意見は、基本目標 で多様性をうたっているのですが、この中のどこかに多文化共生的の観点が入るとよいということになりますか。

事務局 ありがとうございます。条例に基づく双子のプランで、審議会もそういう組立てになっており、世田谷ならではの多文化共生も意識したプランになるほうがいいという話は過去にいただいていたところがございます。ただ、男女プラン自体がジェンダーやセクシュアリティに基づく状況を勘案して、様々なことを考えていくときに、その多様性と

いう文脈の中に多文化を入れていくのは大変に難しいというのが実情でございますが、今、国際課とも話をしたところでございますので、検討いたします。

外国人女性ならではの困難も過去にお話をいただいていますし、現状で分かっていることを踏まえて、国際課と力を合わせて、できることに取り組むという形をとってまいります。ありがとうございました。

副会長 委員も今まで何度かその点の御発言があったと思うんですけれども、何かいいアイデアをお持ちですか。

委員 いや、ここに入れるのかどうかというところが悩ましいので、どうですかね。でも、具体的にもし男女のプランの中に入れるんだったらここなのかなという気はします。ただ、もしプランとプランの相乗効果みたいな話だったら、ここには書かずに、さっきの8ページの区の動きのところだったり、最後の推進体制のところちょっと発言しようかなと思ったんですけれども、多文化のプランと男女のプランが両方あってシナジーが発揮できるような推進体制というんですかね。実施の中で配慮していくみたいな、そっちで触れるという手もあるのかなと思います。もしここで触れるのだったら、やっぱり文化の違いとか国籍の違いに配慮のある施策みたいなものが、本当は入っていてほしいなと思うんですけれども。すみません。今まで十分議論できていないような気がしますので、次の宿題でもいいのかなと思います。

すみません。何か悩みながらのコメントになりますけれども、以上です。

副会長 ありがとうございました。どこか施策に入ったらいいかもしれないけれども、それが難しいとすれば、何かそういうクロスした観点に立った事業が始まるといいかなというふうに私も思いました。

委員 どこに入るのかというのでもないんですけれども、男女共同参画で外国人女性と考えたときに、DVなどで困難な状況に置かれると、多言語や多文化の背景、例えば日本人の配偶者ですと、離婚すると日本にいられなくなりがちであるとか、より困難な状況に置かれるというようなところが記載できるといいと思いました。

そうすると、しっかり中身を読み込んではいないんですけれども、7番のところになるのでしょうか。でも、そこだけ取り出して外国人のことを書くことがどうなのか……。ありがとうございます。

副会長 ありがとうございます。今、多文化共生部会の委員から続けて御発言があったばかりなんですけれども、男女共同参画の委員はいかがでしょう。

委員 すみません、一言だけ。

副会長 どうぞ、委員、お願いします。

委員 妊娠・出産に関しても、外国の方には、日本の医療体制の下でどうやって妊娠や出産に関する医療サービスや様々な支援が受けられるのか、とってもわかりにくいと思います。大学で留学生に対して、妊娠、出産に関する医療サービスや支援等の情報提供をしたところ、大変喜ばれました。外国で子どもを産むとか子どもを持つってとても不安なことだと思います。そういう情報提供とかは、ここに書くかどうかはともかく、始めていくべきだとも思います。

副会長 具体的な事業ということですよ。

委員 ええ、事業として。ここで書くかどうかはよく分からないんですが、世田谷だからその事業をぜひやっていただきたいと思います。

副会長 ありがとうございます。では、事務局に御検討いただきたいと思います。

事務局 委員、ありがとうございます。DVの件、それから外国人女性の出産の件、いずれも関係部局、それから国際課とも御相談しまして、個別事業として何か拾ってこれるものがないかというのもまず確認するとともに、どんなふうに計画に盛り込めるかは検討いたします。ありがとうございました。

副会長 ありがとうございます。ほかにはいかがですか。

らぶらすの機能強化に関して、あるいはほかのところでも結構ですけれども、よろしいですか。

委員 お世話になります。

いろいろ課題はあるのだと思いますけれども、全体としてよくできているというか、こんなことは失礼な言い方かもしれませんが、今までにない盛り込み方だなというのが、まず第一の印象です。私自身としては、男女部会に属していますが、男女というよりは、本来的には人としてみんな平等であって、認め合って生きていくということにつながるのだと思いますが、男女というところにどうしても引きずられてしまうのが、私たち一般の住民がこの言葉、男と女という文字に左右されてしまうような面があるなという感じがしてなりません。

今現在は、今回の素案をいただき、いいなと思って読ませていただきました。でも、この先は、男女にかかわらず、日本人にも、それから海外の方も、様々な人たちが同じ立ち位置で、そのためにどうしたらいいかという方向にやっていく、そういう礎になればいい

いなというのは私も思うんです。以上です。

副会長 どうもありがとうございました。貴重な御意見だと思います。

あと、霜崎委員はいかがでしょう。

委員 ちょっと気になるところを1点だけ確認させてください。11ページなんですけれども、数値目標4、区内事業所におけるポジティブ・アクションの認知度、ここにプランの達成率80%と載っているんですけれども、この事業所の80%というのは、私もちょっとわかりしたんですけれども、これは従業員がいない事業所も含まれるんですか。世田谷区内の事業所数は2万2000ぐらいでしたっけ。これの80%というのは、とてつもない数字じゃないかなと思うんです。その中で従業員がいる企業はどのぐらいあるのか、ちょっと私、しっかりつかんでないんですけれども、とてつもない数字かな。それなりに従業員のいる企業であれば、こういう認知するというのもできると思うんですけれども、そもそも論として、この80%カバーしている団体なんて存在しないんですよ。事業所数の80%。うちでも十七、八%なので、ですからどうやって周知するのというのは、ちょっとそれが気になるところです。

副会長 分かりました。事務局にお答えいただきたいと思います。

事務局 ありがとうございます。認知度につきましては、5年に1度、昨年実施で男女部会の皆様に大変お世話になりました、「区内企業の男女共同参画に対する意識・実態調査」の回答の結果を数値目標として使うようにしています。そのときに調査をお送りする企業の規模としては、区内在住の従業員20人以上の事業所です。昨年の調査の実績で調査対象数は2379件でした。

委員御指摘のとおり、前回の第二次プランを策定するに当たってのポジティブ・アクションの目標数値、80%というのが、期待値をはらんだ、とても大きな数字であることは皆様も御存じのとおりでございます。ただ、今回、調整計画をつくっていくに当たって、達成できていない目標が、もう絶対無理だから落とすという視点に立っての目標の再設定というのは今回実施をしていませんので、かなり数字が近づいているものについても、前回の10年間の目標は踏襲をしようということで、今は作業を進めています。

御報告が遅れましたが、数値目標の中で区職員の管理監督職にある女性の割合については、4年前にプランをつくったときには37%だったものが、既に達成される見込みで、区役所の別計画で新たに40%という数値目標を設定したので、そこは上方修正をしています。ただ、下方修正は今のところ事務局としては想定をしていなかったという状況の中で

す。

ポジティブ・アクションについては、委員も御存じのとおり、国としての押し方も随分随分弱くなってきた中で、現実的には非常に厳しい状態の中で仕事を進めなければならない。そういったこともあって、この分野での達成状況を見ていくために、副次的指標を載せたい。しかも、それは区内の一般事業主行動計画の策定公表事業者数ということで、毎年追える、しかも現実的な、ちょっと野心を含んだ目標設定も可能になるものを設定しようとしている。産業界についての数値の扱いは、ひとまず事務局としてはこの合わせわざで切り抜きたいと思っているところでございます。

副会長 何か複雑な事情があるようですね。

委員 分かりました。小規模事業者を抜くんですね。であれば、それは分かります。会社自体がそれなりに大きい会社さんで、人事部が存在するというイメージで考えれば理解できます。ありがとうございます。

事務局 ありがとうございます。

副会長 ありがとうございます。そろそろ30分を過ぎているんですが、ございませんか。

委員 ありがとうございます。性的マイノリティの分野においては、まずは先ほどコロナの部分で執筆をいただきありがとうございます。反映いただき、ありがたいです。

多様な家族のことを今回新規に入れられたというのが非常に最先端に取り組んでいただいている世田谷ならではのなと思っていて、感謝申し上げます。

副会長 何ページ辺りになりますか。

委員 いろんなところにはありますが、83ページを見ていただくとありがたいです。お願いします。軸 多様な形の家族の支援というところを入れていただき、感謝をしています。特に大きな、これを入れてくださいとか、これを変更してくださいという点はないので、ちょっとここまで黙ってきてしまっていたんですけども、コロナのところを入れていただきありがとうございますということと、多様な家族を入れていただきありがとうございますというところの感謝をお伝えできればと思います。

1つ、書きぶりのところでちょっと気になってはいるところとして、やっぱり軸 の就労・災害時等における性的マイノリティへの支援というところが非常に重要なんですけども、特にコロナ禍で、平時の生活がすごく苦しくなっています。困窮でしたり、医療アクセスでしたり、どっちかという日常全般の暮らしがすごく厳しくなっているので、こ

こを特筆するのも大事なんですが、暮らし全般の支援がやっぱり何より大事ですので、それをどうやって包括的に書くのがいいのかなというふうになんかちょっと迷いながら、議論を聞いてみましたというところです。

以上です。ありがとうございます。

副会長 ありがとうございます。最後の御指摘に関しては、具体的な修正の御提案というよりは、そういった観点が入ると、よりよいというご意見でしょうか。

委員 そうですね。明確な文言というのは今提案できずに恐縮だなと思っているので、観点だけお伝えさせていただきました。

副会長 ありがとうございます。事務局には、今の趣旨を受け止めていただければと思います。委員から手が挙がりました。

委員 時間のないところで、すみません。ぜひ入れていただきたいなと思ったことが今あったので。69ページ、課題9、暴力を容認しない意識づくりのところ、最後に「DVに対する理解の意識づくりが課題となっています」というふうに、これは調査の結果なのだと思うんですけども、併せて性犯罪・性暴力に対する誤解や偏見ということも大きな問題だと思います。というか、これまでこの問題がなかなか表に出てこなかったのは、被害者の責任とされ被害者が責められてきたということがあって、こういった価値観を変えていくということがやっぱりこの問題の大きなポイントかなと思うので、できればどこかに性犯罪・性暴力に対する理解の意識づくりみたいなことの文言を入れていただけないなと思ったので、すみません、最後、時間がないところで意見を言わせていただきました。以上です。

副会長 今、最後に委員から2つ御提案があったんですが、いかがですか。

事務局 ありがとうございます。委員の御指摘については、暮らし全体への支え、支援という視点が本来は欲しいというお話だと受け止め、検討してまいります。ありがとうございました。

あわせまして、性暴力・性犯罪に関する誤解や偏見については、容認しない意識づくり、課題9という手もあるかとは思いますが、どちらかというとなら課題8のところでも性暴力・性犯罪をまとめて一気に語ったほうがもしかしたらいいかもしれないと管理職とも今話をしたところでございます。いずれにしても、検討して反映をさせられるように、まず作業を試みてまいります。ありがとうございました。

副会長 ありがとうございました。

よろしければ、そろそろ次の項目に移りたいと思いますが、よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、続いて(2)の報告事項に移りたいと思います。令和3年度の審議会・部会の開催と審議等事項について、事務局から御説明をお願いいたします。

人権・男女共同参画担当課長 資料2を御覧ください。これについても詳細は担当係長から御報告させていただきます。

事務局 審議会と男女共同参画推進部会については、人権・男女共同参画担当課から御説明をいたします。資料2を御覧ください。A4で表裏にわたっています。

まず、審議会につきましては、今年度最低2回、3回目も視野に入れた予定を組んでいます。

1回目は本日でございます。本日の審議事項、報告案件、記載のとおりでございます。

2回目でございます。男女部会、多文化部会の議論、進捗を踏まえまして、11月中旬頃開催させていただきたいと思っています。ここで既に予定として明らかになっているのは、今回審議会として委員の皆様全体に御議論いただきましたこの第二次男女共同参画プラン調整計画の策定に当たっての考え方について答申をまとめ、江原会長から世田谷区長へ答申書をお渡しいただくというところを予定しています。

そして3回目としては、3月に開けたらと思っております。明らかに予定をされている案件としては、この御議論いただき、答申していただいた計画についての御報告を予定しているところです。

男女共同参画推進部会について御説明いたします。本年度3回までは確定、4回目も視野に入れた予定を組んでいます。

第1回は、先月6月2日に実施いたしました。今日、皆様に御議論いただきました調整計画の素案のたたき台として、プランの中間評価と検証、あるいは体系図等について御議論いただくとともに、犯罪被害者支援の取組について御報告をいたしました。

第2回は今月末、7月28日を予定しております。今回、審議会の皆様からいただいた議論を基に、素案をさらに書き込みをしまして、その内容について今度は部会としてより詳細な御検討をいただくとともに、例年お願いをしております現プランの取組状況の報告、昨年、令和2年度1年間の取組状況について、個別にそこだけ切り出して報告をいたしますので、その昨年度の取組について、男女部会の皆様から御意見をいただきたいと思っています。

御意見をいただいた報告書は9月には取りまとめ、部会委員の皆様にはお送りをする予定です。従来であればもう一月遅い進行なんですけど、今回、昨年度の取組状況も今回つくっている調整計画に盛り込む必要があることから、前倒して作業を進めています。既に庁内所管とは、昨年1年間の取組状況についてまとめ、調整、確認をしているところです。

計画（素案）に関しての部会を第3回、10月の中旬から下旬にかけて予定をしております。計画は、この後、素案を決定し、パブリックコメントの進捗に進みます。パブリックコメントにおいて、どのような意見が寄せられたのか、それについてどのように対応すべきなのかというようなパブリックコメントの状況について御報告を申し上げ、その間までにできていることについて共有をするという会議です。パブコメの返し方までを言うのではなく、こういうパブコメが来ましたというところまでを想定しています。

その後、2月になりますが、審議会の前に男女プランの計画の案についてお諮りをしたいと思っております。ただ、どのように会議を進めると一番効率的なのかということについて、事務局はまだ考えあぐねておまして、2月の部会、3月の審議会についての順序、あるいは合同、そういったことについてはもう少し検討をさせていただきたいと思っています。

審議会と男女部会の関係については以上でございます。

副会長 ありがとうございます。

多文化共生推進部会についても、どうぞ。

事務局 続きまして、多文化共生推進部会につきまして、国際課から御説明させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

多文化共生推進部会につきましては、今年度3回を予定しております。

第1回目につきましては、7月28日、報告案件が3件ございます。世田谷区内在住外国人の状況について御報告させていただきますとともに、令和2年度の事業報告についても御報告させていただきます。加えて、令和4年度の世田谷区における外国人区民への意識・実態調査の実施についてということで御報告させていただく予定にしております。あとは、令和2年度、2020年度の世田谷区多文化共生プラン取組状況について協議いただく予定としております。

第2回目につきましては11月下旬を予定しております。ここにおいては、令和4年度世田谷区における外国人区民への意識・実態調査の調査項目案について御協議いただく予定としております。

資料の裏に行ってくださいまして、第3回が2月中旬を予定しております。ここでは2点ほど報告事項がございます。1点目につきましては、令和3年度の事業報告ということで御報告させていただき予定しております。2点目につきましては、今年度導入しましたタブレット端末を利用した通訳サービスの運用実績について御報告させていただきたいと思っております。加えて、令和4年度世田谷区における外国人区民への意識・実態調査の素案について御協議いただく予定としております。

多文化共生推進部会については以上でございます。

副会長 ありがとうございます。

実はちょうど報告事項に移るときに委員がお見えになったんですけれども、もし何か一言ございましたら、御発言されますか。

委員 すみません。1時間ほど遅れてしまいました。調整計画等の審議をしている途中からようやく参加できて、議論の流れが全然分からないので細かい点については控えさせていただきます。

ちょっと言ってもしょうがないようなことだけ、前々から思っていることがありまして、簡単にコメントだけさせていただきたいんですけれども、最初の資料1-1の計画の概要で、計画策定の趣旨と目的で、男女平等は着実に進んできたけれども、役割分担意識とか無意識の思い込み、アンコンシャス・バイアスというものが残っているという評価なんですよね。

根本的に変えるということではないんですが、しばらく前からちょっと気になっているのは、国もアンコンシャス・バイアスという概念を前面に出しているんなことを進めたりというのはしているんですが、それ自体は全然問題なくて、私も自治体などから講演を頼まれたりして、そのアンコンシャス・バイアスについて話してほしいとか言われて応えたりしてきております。

ただ、男女共同参画プランの冒頭でこういうものが出てくると、意識の問題なんだと、一人一人の頭の中の問題で、気持ちを切り替えればいいので、それが一番大事なんだというふうに、どうしても全体が何か方向づけられる感じがします。

もちろんそれもあるので、そういう方向への呼びかけとか働きかけは大事なんですが、でも、意識とかアンコンシャス・バイアスばかりが目立つと、一人一人の心がけで済むような、動かせるようなものではないような、もっとこう固定された、社会的に制度化された、もちろん法律もその最たるものですが、そういう何か頭の中にある意識じゃ

ないよと。社会的な制度だよ、あるいは法律の中にまだまだ問題がある、あるいは司法の判例の中に例えば性暴力に関する認識のゆがみとかが示されているので、それは突き詰めれば、もちろん関係者の頭の中の意識を切り替えるという話になる部分もあるんですけども、でもそれだけで済むものではなくて、やはり制度とか法律とかということ、人々の意識がたとえ追いつかなくても、まず変えないと動かないという部分もあるので、何かもうちょっとうまい書き方がないかなというのをしばらく前から思っていました。

この資料を事前に見たときにも、やっぱり最初にアンコンシャス・バイアスという言葉が目飛び込んできやすいので、何とかならないかなというのは思いました。

すみません。ここを具体的にこうしろということではないんですが、例えば、趣旨の部分で、制度とか法律は変わっているけれども、意識が追いついていないというように見えてしまう書き方ではなくて、まだまだ社会的な諸制度や法律といった部分での不十分さもあって、意識だけの問題じゃないよというようなことが伝わるような内容がいいかなというのを思いました。すみません。ちょっと揚げ足取りみたいに、うまく説明できなかったかもしれませんが、以上です。

副会長 ありがとうございます。3ページの最初の出だしの(1)の趣旨の書きぶりに関して、意識だけの問題ではないはずなのに、こうした書きぶりだとそういうふうに使われる可能性があるかもしれないということかと思うんですが、事務局、御意見ありますか。

事務局 ありがとうございます。用語として触れないわけにもいかないとは思っていますが、委員御指摘のとおり、こちら側だけが目立ってしまって、意識の問題というふうに片づけられるのもとてもよろしくない、今こちらでも話をしていたところです。国の計画にはきくと書けないと思いますけれども、区だったらそれを書いてもいいのではないかと考えています。検討してまいります。ありがとうございました。

委員 ありがとうございます。

副会長 ありがとうございました。

すみません。行ったり戻ったりしてしまったんですけども、第2番目の報告事項に関して、今、審議会等と2つの部会のスケジュールの御説明があったんですが、こちらに関して御質問、御意見のある方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。

ありがとうございます。では、続いて次の報告に移っていただきたいと思います。お願いします。事務局、よろしいですか。次は、タブレット端末に関してでしょうか。

国際課長 失礼いたしました。よろしくお願いします。

副会長 はい、お願いします。

国際課長 今年度、タブレット端末を導入いたしましたので、その通訳サービスについて、係長より御説明申し上げます。資料は3になります。

事務局 それではタブレット端末を使用した通訳サービスの導入について御説明いたします。資料3を御覧ください。

まず1、主旨でございます。

区内の在住外国人の人口は、令和3年6月1日現在で140か国、2.16万人となっております。新型コロナウイルス感染症の影響により減少傾向にあるものの、平成31年4月末の出入国管理及び難民認定法の改正による外国人材の受入れ拡大の動きを踏まえますと、コロナ収束後につきましては再び増加に転じていくことが予想されます。

近年、在住外国人の増加に伴い、区の窓口では日本語を話すことができない外国人来庁者との意思疎通が図れないなどの問題が生じておりまして、各所管の職員が対応に苦慮している状況でございます。つきましては、令和3年4月1日から外国人の来庁頻度の高い窓口タブレット端末を使用した通訳アプリケーションを導入いたしました。これにより外国人来庁者と円滑なコミュニケーションを図り、窓口業務の効率化とサービスの向上につなげてまいります。

2番目です。通訳サービスの概要でございます。

まず、(1)タブレット端末を介した通訳オペレーターとの2拠点3者間通訳、映像通訳です。これにつきましては、窓口で外国人が来た場合ですとか、外国人の家に訪問する場合など、区職員と外国人が対面で接するケースを想定しております。区のタブレット端末を区職員と外国人が使用して、テレビ電話で通訳コールセンターの通訳者と接続することで、3者の顔ですとか手元の書類を見ながら通訳ができるというものです。

この映像通訳の対応言語、対応時間につきましては、左下の表1を御覧いただければと思います。日本語を含めて全14言語に対応しておりまして、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語については24時間365日使用することができます。その他の言語ですが、タイ語、ベトナム語、タガログ語については、時間に制限はありますけれども365日対応しておりますので、休日の開庁時間につきましても使用ができます。ロシア語、フランス語、ヒンディー語、インドネシア語、ネパール語につきましては平日のみの対応でございます。

続きまして、(2)の電話機を介した通訳オペレーターとの3拠点3者間通訳、電話通訳

についてです。これにつきましては、外国人から区役所に電話がかかってきた場合ですとか、外国人に電話をかける場合を想定しております。

電話通訳の対応言語、対応時間につきましては、右下の表2を御覧ください。日本語を含めて全20言語に対応しております、全て24時間365日使用することが可能となっております。

それでは、裏面を御覧いただければと思います。

3、導入場所及び導入数です。

区内5か所の総合支所くみん窓口、世田谷総合支所外国人相談、国際課に1台ずつ設置されたタブレット端末計7台に対しまして、通訳アプリケーションを導入いたしました。

次に4、運用方法です。

各総合支所のくみん窓口においては、窓口における外国人対応時の活用を基本としておりますが、業務に支障のない範囲で、状況に応じて支所内で有効に活用いたします。世田谷総合支所の外国人相談につきましては、現在対応している英語、中国語以外の言語での問合せ対応用として主に使用いたしまして、一元的相談窓口としての機能の強化を図ります。また、国際課では、窓口対応ですとか事業に活用するほか、庁内各課へタブレット端末の貸出しを行いまして、庁内からの通訳の需要に適切に対応してまいります。

また、これらの通訳サービスにつきましては、平常時のほか、災害時においても対応できることを導入の条件としておりました。そのため、震度5以上の地震が発生し、区として非常配備態勢を取る際などには、まず国際課で立ち上げる災対区民支援部外国人災害時情報センターですとか、各総合支所の地域振興課で立ち上げる災対地域本部外国人災害時情報窓口での外国人対応においても活用してまいります。

説明としては以上になります。

副会長 どうもありがとうございました。

ただいまタブレット端末を利用した通訳サービス、あと電話通訳もあるわけですね。こちらの導入に関する御説明がありましたけれども、委員の皆さんから御質問はございますか。

委員 1つお聞きしたいと思います。これは、とりあえずスタートということで、台数も限定されていると思いますが、外国人に、より使っていただくためにはなるべく数多く設置するということが前提になると思います。例えばまちづくりセンターは区内各地にあります、そういうところにも置くべきではないかと。気軽に入れるまちづくりセンター

的なところへの設置というのは、今後の課題としてお考えでしょうか。

委員御指摘のとおり、スタート時で7台ということで、これも結構頑張って獲得したんですけれども、様々な理由を申し上げまして、災害時ということも加えまして7台を確保しました。今後についてですが、委員のおっしゃるように、まちづくりセンターというのは、あんすこ、世田谷区でいうと地域包括支援センターというところも連携しておりますので、外国人の中で福祉的に支援が必要な方もいらっしゃいますので、今後検討していきたいと思っております。まずはそれに関しても実績が必要ですので、実績を踏まえてという形になります。以上でございます。

委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

副会長 ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

委員 タブレット端末の多言語対応、ありがとうございます。たしか昨年、英語や中国語だけじゃなくて、お住まいになっている方は本当にいろいろな国からいらっしゃっていますので、マルチリンガルでお願いしたいですという意見を僭越ながら言わせていただいたんですが、かくも、こんなに早く対応いただけていて、正直驚きました。お礼です。ありがとうございました。

国際課長 そのときの審議会ですね、委員の顔をすごく覚えております。もちろんそのときに実は粛々と進めていたんですけれども、何せ予算の発表の前ということもございましたので、本当は言いたいんだけどと思いましたが、そこは控えさせていただきます。でも、御意見、ここで委員に言えるなということで、今日はちょっとほっとしています。以上です。

委員 ありがとうございます。

副会長 ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがですか。

では、私からも1つ質問したいんですけれども、今、世の中の最大の関心時はワクチンだと思うんですけれども、外国人住民のワクチン接種に関する言語面でのサポートについて世田谷区ではどういう状況か、よろしければお伺いしたいなと思います。

国際課長 これも私のほうからお答えさせていただきます。現在のワクチンの住民接種においての外国人の対応状況です。まず、周知ということと多言語対応ということと、2つで説明させていただきます。

周知に関しましては、既に5月の段階でチラシを作りまして、まず区内の大学の外国の支援センターだとか、外国人相談室、区内インターナショナルスクールや大使館等にもう

既に郵送しております。

副会長 チラシを送ったということですか。

国際課長 そのほかに周知では、リアルタイムで私どものホームページのトップに外国人の方へというものを立ち上げて、そこでやさしい日本語を中心に展開しているところになります。

あともう一つ、周知というところでは、見えるかな。これが世田谷区が送った封筒なんですけど、ワクチンの接種の内容が入っているんですけど、裏面に多言語で……

副会長 9言語ですね。

国際課長 ……ここにはワクチンに関する書類が入っているので、これは気をつけてね、大切にということで、これも封筒の中に入れる多言語でやっております。これは周知というところですよ。

そのほか、今度実際にはどういう形で多言語対応しているのかというと、コールセンターを立ち上げておまして、3者通訳、トリオフォンによる日本語を含みます18言語をそれぞれで対応しております。

そのほかに会場での対応。世田谷区にお住まいの方は御存じだと思いますが、19会場接種を行っておりますけれども、そこで同じタブレット端末を導入いたしまして、14言語で同じように対応しております。

以上になります。

副会長 そうすると、接種会場にタブレットを置いて、もし外国人の方でコミュニケーションがうまくとれなかったりしたら、その場でそのタブレットを使って、予診票の話をしたりとか、そういったことをされるということでしょうか。

国際課長 はい、そういうことになっております。ただ、あくまでもタブレットは通訳ですので、そこで説明したりするのはお医者さんであったりとか担当の方であったりとかというのがありますので、あくまで通訳のツールとして使っていきます。以上です。

副会長 ありがとうございます。

委員、多分、横浜でも同様な取組をされているかと思いますが、何かコメントはございますか。

委員 20言語とか24時間とか、すごいなって本当に思いました。これだけの規模で24時間365日ということは、例えば119番を呼ぶようなときなど、日常での緊急なときにも利用可能なのかを知りたいです。あと、最近行政の関係でお話を聞いたときに、タブレットを

配置されていることが庁内でなかなか周知されづらかったり、なかなか使おうという発想にならなかつたりということを知りましたので、導入してまだ時間がないと思うんですけども、その周知徹底についても大事なんだと感じています。

副会長 ありがとうございます。ほかには御質問よろしいですか。

ありがとうございます。よろしければ、もう一つ資料がございますね。続けて事務局から御説明をお願いいたします。事務局、よろしいですか。

国際課長 委員の御質問に1点確認と御説明があります。

まず、2番目に言った周知ということについては、私どもの庁内の課長の会議というものがあまして、そこで出すとずっと下に伝わっていきますけれども、そこで出しております。というのも、私たち国際課に1台置いておまして、それは貸出し用ということになるので、もっと使っていただきたいというのがありますので、周知しております。

また、外国人相談係、外国人相談のセクションにも置いてございます。外国人セクションでは、これから多言語相談をやっていきますよということでホームページにアップして進めていきますので、私たちは実績が何よりですので、これは頑張って周知をしていきたいと思っております。

あともう1点、質問なんですけど、119番というふうにおっしゃいましたでしょうか。ちょっと聞こえなかつたので、そのところをお願いいたします。

委員 はい、そうです。例えば救急車を呼ぶときとか、消防だとか、そういったときにもこれを活用できるのでしょうか。24時間対応ということなので、平常の緊急時にも活用できるのかなと思ったんですけども。

国際課長 お答えいたします。窓口に119番をお願いしますと来るか分からないんですが、そうしたら、もちろんできます。

副会長 この電話通訳も、あくまで窓口にきた方が利用するということなんですか。

国際課長 電話通訳に関しては、その方から電話が区役所に入った場合に使えます。窓口に来るということは必要ではございません。

委員 特定の電話にかかった場合に電話通訳が活用できるという意味ですね。

国際課長 そのとおりです。

委員 ありがとうございます。

副会長 よろしいですか。すみません、委員から質問があったのに、私、飛ばしてしまいました。申し訳ありませんでした。

ほかに御質問はよろしいですか。では、もう一つの最後の資料に移りたいと思います。
お願いいたします。

人権・男女共同参画担当課長 令和2年度の苦情の申立て等の処理状況について、資料4を御覧いただきたいんですが、こちらについて担当係長から御説明させていただきます。

事務局 本日は皆様にお集まりいただいております審議会も、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づき設置されている区長の附属機関でございますが、あの条例にはもう一つ附属機関がございまして、男女共同参画、そして多文化共生に関する施策についての苦情または意見の申立て、または相談があったときに、諮問して意見を聴く相手方、世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会というものがございまして。その苦情処理委員会の活動状況について御報告をいたします。

昨年度、令和2年度については苦情の申立て等はございませんでした。したがって、令和2年度はゼロということでした。

参考までに、令和元年度、平成30年度の処理実績、各1件ですけれども、つけてございます。皆様には年度ごとに御報告をしているところでございますが、過去こういうことがありまして、昨年度については稼働がございませんでしたという報告をさせていただきます。引き続き、条例についてであるとか制度については、各会議体や研修等での周知等を図っていき、相談が必要な方には適切に対応してまいりたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

副会長 御報告ありがとうございました。

こちらに関して御質問等はございますか。

ちなみに、今年度もまだ何もありませんか。

事務局 はい。今年度7月1日ですけれども、まだないです。

副会長 ありがとうございます。

特に御質問等はよろしいですか。大丈夫そうですね。それでは、これで次第の2が終わったところですね。

続いて次第の3、その他に移りたいと思います。何か本日の内容全般に関して、あるいはその他のことでも、御発言されたい方がございましたらお願いいたします。

事務局からお願いいたします。

人権・男女共同参画担当課長 どうもありがとうございます。事務局から配付させてい

ただいているリーフレットについて、簡単に御説明させていただきたいと思います。

副会長 ぜひお願いします。

人権・男女共同参画担当課長 まず、1点目のこちら、犯罪被害者等相談窓口のリーフレットなんですけれども、犯罪被害者等報相談窓口については、6月からちょうど新たに開設しまして、現在その専門相談員とかも配置して、支援に当たっているところです。実際に6月1か月間で6件の相談、問合せ等に対応させていただいているところでございます。

このリーフレットに関しましては、区民が利用できる公共施設に置かせていただいたりとか、警察、弁護士、それから医療機関とか支援機関の窓口の置かせていただいたりとか、できる限り犯罪被害に苦しんでいる方に届くようなところに置かせていただいているんですけども、まだ在庫にゆとりがありますので、もしこういうところに置いたらいいよとか、配ってあげるよというところがありましたら、御連絡いただければと思います。

2点目の「性の多様性を知ろう」、このリーフレットなんですけれども、これもつい10日ぐらい前から配布を始めたほやほやのものでして、S O G IとかL G B T Qについての理解を深めていただくためのもので、こちらのほうも区民の利用施設に置かせていただいたりとか、子ども・若者関連の施設に置かせていただいたりとか、周知をさせていただいております。これもまだ在庫にゆとりがございますので、もし周知に御協力いただけるというところがありましたら御連絡いただければと思います。

こちらは、ReBitさんにも監修していただいて、作成していただきました。本当にどうもありがとうございます。とてもすばらしいものができたと思います。ありがとうございます。

委員 本当にありがとうございます。

人権・男女共同参画担当課長 3点目のらぶらすライブラリーニュースについてですけども、本日事務局として一緒に参加させていただいているらぶらすの館長から御説明いただくことはできますか。

副会長 らぶらす職員1という画面が見えますけれども、らぶらすの方はいらしているんでしょうか。らぶらす館長というお名前も見えますね。つながっているのでしょうか。いらっしゃいますか。

人権・男女共同参画担当課長 では、ちょっといらっしゃらないようですので、年4回このライブラリーニュースというものを発行させていただいております。今お勧めの本と

か、ぜひ読んでいただきたいものとか、らぶらすで特に人気のあった本について紹介させていただいたりということをやっておりますので、ぜひ御覧いただければと思います。

事務局 最後に、外国人向けやさしい日本語のチラシをつけております。こちらを御覧いただきまして、このチラシにつきましては、新型コロナワクチン接種の外国人向けの周知のために作成しております、先ほど国際課長からお伝えさせていただきましたように、5月6日に区内大学ですとか地域の日本語教室、区内の大使館、帰国・外国人教育相談室、三宿中学校の夜間学級、区内インターナショナルスクールに向けて送付しております。こちらはホームページにも掲載しております。裏の2次元コードからアクセスすることができます。

こちらにつきましては、本日から世田谷区の新型コロナワクチンコールの番号が変わりまして、また、接種に関する情報も充実してきておりますので、このチラシの第2弾について現在作成しております。完成次第、近日中に関係機関にお送りするとともに、また区のホームページにも掲載する予定でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

副会長 ありがとうございます。

ただいま御紹介いただいた資料に関して、何かございますか。あるいは、委員の皆様から何か情報提供というか、情報共有したいことなどがあればと思います。よろしいでしょうか。

委員 先ほど御紹介いただいたLGBTに関する冊子、すばらしいものを作ってください、改めてありがとうございます。世田谷DPRの皆様が非常に御尽力をいただいたので、この場を借りて本当にすばらしい団体だなということと感謝をお伝えできたらと思いました。以上です。

副会長 ありがとうございます。

ほかに、委員の方で御発言されたい方はいらっしゃいませんか。

委員 今回の犯罪被害者等相談窓口のリーフレットを読ませていただいて、ページを開いたところに「知っていてほしい地域でできること」という箇所があります。ここのところがとっても大事で、とてもいいなと思いましたので、それをお伝えしたいと思います。

施策の中でも被害者支援の充実ということが丸4でうたわれておりますけれども、これがどのようなことが具体的にあるのかなというのがちょっと分かりかねていました。と申しますのは、被害者の方の立場、それから被害者の方の心情、そういったものへの配慮と

ということが犯罪被害者の方々にはとても大事なことにつながっていると思います。これがなかなか御理解いただけないのが現状と思います。

それが、先ほど御発言のあった、差別というか、偏見というか、そういった心持ちにつながっているところもあるかと思いますので、そののところを一つでも解消していくための周知という言葉はすごく必要と思っていました。その部分がこのページで具体的にやさしい言葉で書かれておりました、大変いいなと思いましたので、これは感想でございます。以上であります。

副会長 リーフレットの感想共有ありがとうございます。ほかの委員の方はいかがですか。御発言はよろしいですか。

それでは、これをもちまして本日の議事を終えまして、進行を事務局にお戻ししたいと思います。どうもありがとうございました。

人権・男女共同参画担当課長 副会長、委員の皆様、本当に貴重な御意見をどうもありがとうございました。

このいただいた意見に関しましては、調整プランに反映させたりとか施策のほうに反映できるかということを検討させていただいて、また審議会の場面で御報告できたらと思っております。

今回は、見ていただく内容に対して御意見いただく時間とかもそれほど取れなかったのかなというふうには思っております。まだ言い残した部分とか追加の御意見等がございましたら事務局まで御連絡いただければと思います。

次回の開催ですけれども、7月28日水曜日13時から第1回多文化共生推進部会、同日の15時から第2回男女共同参画推進部会を開催させていただく予定になっております。よろしく願いいたします。

それでは、第1回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会を閉会させていただきます。今日はどうもありがとうございました。

午後4時55分閉会